

**自動車修理工場に関する取扱基準**  
(法第 34 条第 1 号(令第 36 条第 1 項第 3 号イ))

**(適用の範囲)**

- 第1** 自動車修理工場とは、日本標準産業分類のうち、自動車一般整備業、自動車車体整備業、自動車電装品整備業、自動車タイヤ整備業、自動車エンジン再生業その他の自動車整備業に分類される営業内容であるものとする。
- 2 前項の自動車修理工場に付随する自動車部分品・附属品小売業については、必要最小限の面積について認めるが、自動車販売の用に供するものは認めない。

**(立地)**

- 第2** 申請に係る土地（以下「申請地」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 市街化区域から概ね1km以上離れていること。ただし、当該市街化調整区域が、市街化区域と地形・地物により分断されている等、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 申請地の周辺の概ね1km以内の市街化調整区域に住宅が200戸以上存するか、又は、戸数が200以上の自然的、社会的に独立した集落に存すること。
- (3) 原則として、前号の区域内に同種の自動車修理工場が存在しないこと。

**(予定建築物の敷地)**

- 第3** 自動車修理工場の敷地は、600㎡以下とすること。

**(予定建築物の規模)**

- 第4** 自動車修理工場の延べ面積は、300㎡以下とすること。

**(申請者の資格等)**

- 第5** 自動車修理工場の営業に際し、個別法による資格(免許等)を必要とする場合には、申請者が資格を有すること。
- 2 自動車修理工場の開業に際し、個別法による許可等を必要とする場合には、申請者が許可等を受けているか、又は受ける見込みがあること。

**(その他)**

- 第6** 原則として、自治会長の立地に関する要望があること。

**(附則)**

この基準は、平成28年4月1日から施行する。